

三笠市国民保護計画の変更の概要

整理 番号	変更内容	変更理由
1	三笠市総面積の修正、気候・人口分布等の統計数値の修正、道路整備の文言修正 (P5、P6、P7)	年月経過により、統計数値の変更、道路整備等による変更
2	「市対策本部長の代替職員」、「市対策副本部長の代替職員」の変更 (P10)	職名の変更
3	通信構成組織名の変更 (北海道地方非常通信協議会) (P14)	北海道市町村国民保護モデル計画に準拠し変更
4	緊急情報ネットワーク (E m - N e t) 及び全国瞬時警報システム (J - A L E R T) の追加 (P16)	北海道市町村国民保護モデル計画に準拠し追加
5	生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局の所管省庁名の変更 (原子力規制委員会) (P25)	国民の保護に関する基本指針の変更
6	市対策本部開設室の変更 (201～203号室) (P32)	対策本部開設室を増加
7	「大規模集客施設における当該施設滞在者等の避難」について追加 (P48)	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う追加
8	「救援の程度及び基準」の告示及び要請先の変更 (P53)	救護事務の移管に伴う変更及び名称の変更
9	「救援の内容」の死体の捜索及び処理の中で「死体」を「遺体」に変更 (P56)	国民の保護に関する基本指針の変更
10	「NBC攻撃による災害への対処」の一部を追加 (P71)	国民の保護に関する基本指針の変更に伴う追加